

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
**中央総合法律事務所**

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF比谷ビル11階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

**2014 秋号**

2014年10月発行 第76号



## ご挨拶

秋も次第に深まり、野山は紅葉一色になる季節を迎えました。皆様には益々ご清祥のことと存じます。常日頃は親しくご交誼を賜り有り難うございます。

9月の連休には、大阪・東京・京都の各事務所の若手弁護士と法務部員が八ヶ岳の事務所保養所に集まり、秋の夜長、手作りのバーベキューを囲みながら懇親の実をあげ、大いに意気をあげました。コミュニケーションの大切さを実感したところです。

2年4ヶ月にわたり、米国のロースクール修了後、英国、シンガポールで再保険、海上・航空保険業務の実務研修をしました稲田行祐弁護士が帰国し、東京事務所に復帰しました。海外の研修成果を活かし、皆様の期待に応えていただけるものと存じます。何卒ご利用いただくようお願い申し上げます。

これからも気鋭の弁護士の研修意欲を事務所として積極的にサポートし、更なるスキルアップに取り組んでまいりたいと考えています。何卒宜しくようお願い申し上げます

会長弁護士 中 務 嗣治郎



## 事務所復帰のご挨拶

本年10月中旬をもって、約2年4ヶ月に渡る海外留学・研修を終え、東京事務所にて業務を再開しております。2012年7月から約1年間、University of Southern California(米国ロサンゼルス)のロースクールにおいて、米国基礎法及び米国保険法を学び、その後、2013年9月から1年間、Catlin Group(英国ロンドン)において、保険及び再保険法に関する実務を学びました。

特にCatlinでは、保険引受及びクレームに関する法的アドバイスをメイン業務として、その他にも、再保険・海上保険・航空保険等に関するクレームハンドルの実務も経験することができ、大変有意義でした。また、金融庁在籍時より、Lloyd'sの保険会社にて働くことは一つの目標であったことから、本当に毎日が充実しておりました。

そして、Catlinでの研修後は、サウサンプトン大学(英国)が毎年主催する41st Maritime Law short Courseに参加し、3週間、海上保険法を含む海商法全般を学び、さらに、同コース修了後は、1ヶ月間、Rodyk&Davidson法律事務所(シンガポール)にて海商法に関する実務を学びました。

上記のとおり、本当に貴重な経験をした2年4ヶ月間でした。私を快く受け入れて頂いた研修先の皆様、米国・英国においても、公私に渡りサポート頂いた保険会社・再保険会社の皆様、及び中央総合法律事務所の皆様には、この場を借りて、心より御礼申し上げます。

今後は、日々の業務を通じ、クライアントである保険会社及び再保険会社の皆様、ひいては日本経済の更なる発展に、微力ながら貢献できれば幸いです。

弁護士 稲田 行 祐

<学歴>  
早稲田大学政治経済学部  
南カリフォルニア大学ロースクール LL.M  
サウサンプトン大学海法研究所  
海法短期コース修了(41期)

<主な経歴・役職>  
2007年9月  
司法研修所修了(60期)  
2008年5月  
金融庁監督局保険課出向(課長補佐)  
2011年8月  
中国保監会客員研究員  
2013年9月~2014年8月  
Catlin Group(UK)出向  
(Legal-Underwriting&Claims  
Department)  
2014年9月~10月  
Rodyk & Davidson (Singapore)出向

<専門分野>  
保険及び再保険に係る一切の法律上の  
問題

<主要著作>  
「英国保険法案について」  
「保険業法の読み方:実務上の主要論点  
一問一答」

## 活動分野のご紹介

### ●金融法務(銀行法務、保険法務等)●

「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」が公表され、債権法改正の内容と金融機関ごとの改正への対応方針がおぼろげながらも見えてきたように思います。

しかしその一方で、例えば、「消費者契約法の運用状況に関する検討会」(近日中に報告書公表予定。)においては、将来の消費者契約法改正作業の準備作業として立法事実の把握や論点整理等が行われており、債権法改正との関係で議論がされつつも上記要綱仮案には採用されなかった「条項作成者不利の原則」や「不当条項リスト」等の議論も継続してなされています。民法のみならず、その周辺の法律の改正動向についても、目を配り続ける必要があります。(大平修司)

### ●コンプライアンス・リスクマネジメント・民事介入暴力●

最近では、特定回収困難債権買取制度に関するご相談等も増え、実際の利用も徐々に増えていっているように実感しております。

預金保険機構も随時制度の改善等を図り、より使いやすい制度となるよう尽力されている(平成26年7月2日付で「特定回収困難債権買取制度の改善策の実施について」と題する告知も行われています。)ようですので、ご利用をお考えの方は、適宜ご相談いただければと存じます。(古川純平)

### ●事業再生・事業承継・倒産●

本年6月5日、再生手続において投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否について、最高裁第一小法廷がこれを認めないとする判決を行いました。相殺を認めた高裁判決を破棄するものであり、金融実務に与える影響は大きいものと思います。最高裁判決を踏まえて実務をどのように見直せばよいか、検討してみたいと思います。なお、本誌9～10頁で最高裁判決の概要を紹介していますので、こちらもお読みいただけたら幸いです。(山田晃久)

### ●知的財産法●

特許法等の一部が改正されました。今回の改正は、新制度の追加等、重要な改正が含まれます(内容については、本誌7～8頁にて記事にしておりますので、ご参照ください)。さらに、平成26年9月3日には、職務発明制度に関して、特許庁の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にて、現在は「発明者帰属」となっているところを「法人帰属」とする抜本的な制度改正の方向性もまとめられました。

これらの改正が企業活動や社会全体に与える影響は決して小さくありません。今後も、時代とともに変化する知財法制を踏まえ、クライアントの皆様に必要な解決策を提案します。(高橋瑛輝)

### ●ファイナンシャル・ランナーズ駅伝●

当事務所が協賛している「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2014」が今年の12月6日に国営昭和記念公園(立川)で開催されます。金融機関や弁護士などが4人で1チームを作り、1人5キロ、計20キロを走りますが、多くのチームの参加が予定されている大会です。当事務所からは、私を含む弁護士4人が参加します。結果はどうあれ、4人とも全力で走り抜きたいと思っています。(鈴木秋夫)

### ●英文契約書勉強会●

京都事務所では、10月よりマイケル・カミレリ外国法事務弁護士を講師とする英文契約書の勉強会(6回シリーズ)を開始しています。同弁護士のもと、弁護士と企業実務家とがディスカッションしながら、より実践的で深みのある理解を目指すもので、参加者のニーズに応じて基礎から応用まで、また様々の種類の英文契約書の検討を行っていきます。コーヒーを飲みながら少人数で行うというものですので、お気軽にご参加いただければと思います。1期、2期と継続して行う予定ですので、まずはどんなものか知りたいという方がおられれば、体験も歓迎いたしますのでご連絡ください。(マイケル・カミレリ、藤井康弘、大澤武史)

## 改正会社法の概要(第1回)

弁護士 鍛治雄一 弁護士 大澤武史  
弁護士 本行克哉 弁護士 西中宇紘

### 第1 はじめに

本年6月20日に可決成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」という。)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同年法律第91号)は、公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。今回の改正は、会社法が平成18年に施行されて以降はじめてとなる大きなもので、企業の方々に実務上影響を与える事項も多数含まれています。

そこで当ニュースにおいて、本号から3回に亘って、改正会社法の概要についてご説明することとし、まず、連載第1回となる本号では、企業統治に関する改正点をご説明いたします。

### 第2 企業統治関係

#### 1 取締役会の監督機能

##### (1) 社外取締役の設置に関する説明義務

公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であって、株式についての有価証券報告書提出会社である会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会で説明しなければなりません(327条の2、以下条文は全て改正会社法下のものを引用します)。「相当でない理由」の記載は、個々の会社の事業年度等における事情に応じなければならないと、社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないとされており、今後、社外取締役を設置しない場合には特に慎重に検討する必要があると思われます<sup>1</sup>。また、同条には経過措置が設けられていないため、施行後に開催される定時株主総会において適用があることにも留意しておく必要があります<sup>2</sup>。

##### (2) 社外取締役・社外監査役要件

社外取締役・社外監査役要件について、独立性を高めて機能の実効性を確保するため、社外性要件に、自然人たる親会社等、または親会社等の取締役・執行役・使用人でないことや、その配偶者又は二親等以内の親族でないことなどが追加される一方、10年間の過去要件が設けられるなどの改正が図られています(2条15号ハ等)。

また、現行法上、社外取締役・社外監査役・会計参与、会計監査人にしか認められていなかった責任限定契約について、社外性要件の厳格化を考慮し、また業務執行に関与しない者であれば利用可能として、会社は、業務執行取締役・執行役・使用人を除く取締役、監査役との間で責任限定契約を締結することができるようになりました(427条1項)。

##### (3) 監査等委員会設置会社制度

監査役・指名委員会・報酬委員会を置かず、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査等を担う制度として、監査等委員会設置会社が創設されました(2条11号の2)。この制度は、現行法上の監査役設置会社と委員会設置会社の中間形態といわれ、社外取締役の機能をより活用しやすくした機関設計といわれています。なお、この制度創設に伴い、現行法上の委員会設置会社は、区別のために指名委員会等設置会社に名称が変更されます(2条12号)。

監査等委員会設置会社においては、監査等委員は3名以上でその過半数は社外取締役でなければならないほか(331条6項)、社外取締役が過半数である場合又は定款で定めを置く場合には、取締役会は、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるようになっており(399条の13第5項・第6項)、指名委員会等設置会社と遜色ない一方、他の取締役と区別して株主総会で選任され、報酬も決定される点で(329条2項、361条2項)、監査役に類似しています。選定された監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選解任・辞任についての意見陳述権を有しており(342条の2第4項)、監査等委員会の承認があれば、利益相反取引に関する任務懈怠の推定規定(423条3項)が適用されません(同条4項)。

#### 2 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

現行法上、会計監査人の選解任・不再任に関する議案・議案の決定は、取締役会の権限とされ、監査役会には同意権及び議題・議案の提案権が付与されていますが、改正会社法においては、会計監査人の選解任・不再任に関する議案は、監査役会(監査役会非設置会社では、監査役の過半数)が決定することとなります(344条)。ただし、報酬決定については、財務に関わる経営判断事項であって、取締役会が決定を行い、監査役会に同意権があるという規律に変わりはありません(399条)。

#### 3 その他

その他、企業統治に関連して、公開会社における支配株主の移動を伴う募集株式の発行等に関する改正、また、仮装払込みによる募集株式の発行等が行われた場合の当該引受人及び関与した取締役・執行役の責任規定(213条の2・213条の3)、ライツオフ・アリングを利用しやすくするための新株予約権の無償割当てにおける割当通知日の変更(279条2項・3項)などの改正もなされていますが、ここでは、紙幅の関係上詳細なご説明は省かせていただきます<sup>3</sup>。

第2回には、親会社株主保護・キャッシュアウトなどに関する改正点をご説明いたします。

1 江頭憲治郎「株式会社法第5版」(有斐閣、2014)384頁注(6)、坂本三郎他「平成二六年改正会社法の解説」(1)(旬刊商事法務No.2040-28頁以下)。  
2 改正会社法附則第25条において、改正会社法施行後2年間を経過した段階で、「社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」とされていることにも留意が必要です。  
3 なお、当事務所ニュース2013年新春号で「会社法制の見直しに関する要綱について-社外取締役等・多重代表訴訟-」を、2013年夏号で「会社法制の見直しと資金調達」を執筆しております。いずれも要綱案を基礎とするものですが、改正会社法との間に規律の変更は見られない点ですので、適宜ご参照いただければ幸いです。

## Globalaw加盟法律事務所のご紹介

## 第12回 ALMEIDA ADVOGADOS (ブラジル)

弁護士 安保 智 勇

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界111の法律事務所、165都市、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しています。本事務所ニュースでは、Globalawに加盟する海外の事務所をご紹介します。

今回ご紹介する法律事務所は、ブラジルのALMEIDA ADVOGADOS法律事務所です。同事務所は、弁護士・職員数約250名を有する法律事務所であり、同国の経済的首都・ビジネスの中心地であるサンパウロに主たる事務所を有します。2001年の事務所開設時は、M&Aや企業再建の案件が中心でしたが、その後企業法務分野を中心としながらこれ以外の様々な分野の案件も手がけ、この13年の間に大きな成長を遂げました。現在ではサンパウロ以外にも複数の事務所を構え、ブラジル国内のみならず、海外の企業に対してもフルサービスを提供するブラジル有数の法律事務所の一つとなっています。

ブラジルといえば、本年6月に開催されたFIFAワールドカップブラジル大会が皆様の記憶にも新しいことと存じます。今号では、いまだ興奮さめやらぬ同国からALMEIDA ADVOGADOS法律事務所のフランス人弁護士であるChiara Ronziさんが、外国人の目を通して体験された、ワールドカップ開催前後のブラジルの変化、新たな「ブラジルのイメージ」についてご寄稿頂きましたので、ご紹介いたします。

## 「外国人の目」から見た2014FIFAワールドカップブラジル

2014年FIFAワールドカップ期間中にブラジルにいられたことは、非常に光栄であり、忘れられない経験です。

ご存じかもしれませんが、2013年6月、FIFAコンフェデレーションズカップブラジル開催と時を同じくして、ブラジル国内の多くの都市に前例のない程の激しい抗議活動が広がりました。名目は公共交通機関の運賃値上げに対する反対運動でしたが、暴動は様々な理由で続きました。

興味深いことに、その抗議活動はプラスの遺産を残しました。それは、単純に無秩序な暴動ではなく、軍事政権下の暗黒の時代を経てブラジル史上初めて、国民がその自由や市民的感覚を自覚し始めたことの表れです。権利を主張して街頭デモ行進を行うことの重要性を認識したのです。

1ヵ月程度で抗議活動は治まり、人々は日常を取り戻しました。それに、先延ばしにすることができない特別な予定がありました。2014年FIFAワールドカップブラジルです。

ワールドカップの準備を進めるためには大変な努力が必要でした。ブラジル人は、この稀な機会を見逃しませんでした。ブラジル人の仕事のやり方にも影響する既存の文化的差異をFIFAが理解するのは困難であったにもかかわらず、必要とされたインフラ整備は、運命の2014年6月12日-ワールドカップキックオフの当日-までに完了しました。

その日は、ワールドカップ初試合を開催するサンパウロ市は、まるでゴースタウンのようでした。溢れるほどの交通量、人、車で動きの絶えない大都市に住むことには慣れている者にとっては不思議な感覚でした。まるで時の流れが止まったようでした。ワールドカップ初試合は、ブラジル代表(「セレソン」)が勝利し、お祭り騒ぎが始まりました。試合が進む中、ブラジル代表は勝利し続け、地元の人間の関わりやその興奮は劇的に高まりました。同じ興奮はブラジル人の間だけではなく、自国のチームの応援をするために、または単純に大きな国際的スポーツイベントに参加するために、世界中から集まって来た外国人旅行者の間でも共有されました。あふれる喜び、フェアプレイ、素晴らしいゲーム、そして街頭、スタジアム、国全体の盛り上がりには無関心ではいらませんでした。

ワールドカップは、多分子想されていたほどの、また政治家が公約したほどの経済的効果をもたらさなかったでしょう。しかし、特に短期的視点での数値化は難しいものの、この大会はもっと重要な結果を残しました。

ブラジルは、国全体の新たなイメージを世界中に打ち出しました。多くの外国人は、このスポーツイベントを現地で直接、又はそ

れぞれの国で間接的に観戦する機会がありました。そして、ブラジルが決して暴力的で不安定な国ではないことを理解しました。それどころか、ブラジルという国とその最大の財産であるブラジル国民の可能性を認識しました。多くの外国人が、ブラジル人の心の温かさや人生を愛する心に本当に魅了され、それは人を介して伝わっていくものだと考えます。同時にブラジルは、期待を上回って立派にワールドカップのイベントをやり遂げました。全ては順調に進行し、イベント全体的にはあらゆる観点から見て大成功であったと言えます。この積極的イメージは、確実に広まり、ブラジルの国としての魅力を高めました。

今回は、サッカーというスポーツがまるで宗教のように扱われている国、そして人々がとても親切で歓迎的な国で、ワールドカップを観戦することができた稀な機会でした。結果は非常に明るいものです。ワールドカップ開催の組織に見られた熱意のある、そして成功につながったアプローチが、来たる将来にブラジルという国が必要とする構造的改革にも貢献することを希望しています。そして私はこれを強く信じています。

ALMEIDA ADVOGADOS 内  
ミーティングスペース

大会議室

ALMEIDA ADVOGADOS法律事務所へのお問い合わせは、  
弊事務所までご連絡いただくか、又は同事務所まで直接ご連絡ください。

## ALMEIDA ADVOGADOS (サンパウロ)

住 所：Avenida Brigadeiro Faria Lima 1461, 16th Floor, Sao Paulo 01452-002, Brazil

電 話：+55-11-2714-6900

(その他、リオデジャネイロ、ベロオリゾンテ、ブラジリアに事務所有り)

担当者：Mr. André de Almeida (almeida@almeidalaw.com.br)

Mr. Leonardo Palhares (lpalhares@almeidalaw.com.br)

U R L：http://www.almeidalaw.com.br/en-us/home.asp (英語版)

## 〈お知らせ〉

来年は、いよいよ弁護士法人中央総合法律事務所がGlobalaw アジアパシフィック総会(「APRM東京」といいます)を主催することになります。アジア各国、米国、ヨーロッパなど世界各地の弁護士が東京に集まる又とない機会ですので、APRM東京では、アジアパシフィック地域に進出されている、あるいはこれから進出を検討されている企業向けに各国のビジネス慣習・リスク、労働法制といったトピックの情報提供をするためのフォーラムを開催いたします。APRM東京は、2015年4月24日(金)に開催予定です。詳細は後日事務所ホームページ等で告知いたします。万障お繰り合わせの上、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。



弁護士

國吉 雅男  
(くによしまさお)

(出身大学)  
京都大学経済学部

(経歴)  
2003年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(56期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士会中央総合法律事務所  
入所  
2009年3月  
東京事務所転勤(その後、第一  
東京弁護士会に登録換え)  
2010年7月  
社員弁護士に就任  
2011年7月  
金融庁監督局総務課へ出向  
(法令等遵守調査室を併任)  
2012年3月～6月  
同証券課を併任  
2014年1月  
弁護士会中央総合法律事務  
所に復帰  
2014年3月  
第一東京弁護士会 民事介  
入暴力対策委員

(取扱業務)  
・銀行法、保険業法、金融商品  
取引法等の金融規制法・金  
融法務分野に係る対応全般  
・金融商品に係る各種紛争案件  
(金融ADR対応を含む)  
・反社会的勢力対応、AML/  
CFT対応等の金融機関のコ  
ンプライアンス事業への対  
応・法的アドバイスの提供  
・不動産投資信託(REIT)、匿  
名組合出資・資産流動化法  
を活用した不動産証券化案  
件(各種法規制の相談業務、  
各種契約書の作成・レビュー  
等)  
・民事再生、会社更生、破産、  
特別清算等の法的倒産事件  
・事業再生ADR、中小企業再  
生支援協議会、地域経済活  
性化支援機構等を活用した  
事業再生案件  
・特許権、商標権、著作権等  
の知的財産権に係る訴訟案  
件・法的アドバイスの提供

## 「マネー・ローダリング対策等に関する懇談会報告書」から読み解く今後のマネロン対策の要点

弁護士 國吉 雅男

警察庁は、第3次対HFATF相互審査結果のフォローアップやFATF勧告の改訂など、マネロン等を取り巻く内外の情勢の変化を踏まえ、我が国におけるマネロン等対策に関わる新たな制度設計について幅広く検討を行うため、平成25年6月に、「マネー・ローダリング対策等に関する懇談会」を設置した。

本懇談会においては、平成25年6月から12月にかけて計5回、将来に亘る我が国のマネロン等対策の在り方について議論が進められたところ、平成26年7月17日に、「マネー・ローダリング対策等に関する懇談会報告書」が取りまとめられ、公表されるに至った。

本稿では、本報告書の個別論点における検討結果を概説する。

### 1 関連する複数の取引が敷居値を超える場合の取扱い

FATF勧告は、一定の敷居値(15,000米ドル/ユーロ)を超える一見取引を行おうとする場合、事業者に対し、取引時確認を求めているところ、この敷居値の判断には、取引が単独で行われたときのほか、関連するとみられる複数の取引で行われたときを含むとされている。

しかるところ、我が国の法令上、関連するとみられる複数の取引で行われた場合の取扱いが直接明文で規定されていないため、これに対応する必要がある。

もともと、金融機関において、複数の取引が関連するかどうかを厳密に判断することは困難であること等から、本報告書は、敷居値を下回る取引の場合に事業者が取引時確認を求められるのは、その取引が関連する複数の取引であると外見的に認められるときに限られるとすることが適当であると提言する。

### 2 写真なし証明書の取扱い

FATF勧告は、信頼できる独立した情報源に基づく文書等を用いて顧客の本人確認を行うことを求めている。本人確認書類に顔写真が付いていることはFATFメソドロジーにおいて必須とはされていないが、FATFからは相互審査において、写真付きでない証明書類(写真なしID)を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置を取ることが要請されている。

本懇談会の議論では、FATF指摘に対応すべく、写真なしIDを本人確認に用いる場合には、補完措置として、①顧客の住居に宛てて転送不要郵便で取引関係文書を送付することに加え、①の補完措置を取ることが適当でない場合(一見取引で即時性が求められるもの)には、②異なる本人確認書類や公共料金の領収書などの追加書類を求

めることなども検討するべきであるとされた。

### 3 取引担当者への権限の委任の確認

FATF勧告は、事業者に対し、法人顧客を代理しようとする者が権限を与えられていることを確認し、当該代理人の身元を確認するよう求めている。

犯取法令は、権限の確認について社員証等によることも認めているが、FATFからは、社員証等を所持していることは単にその会社等に属していることを証明するものに過ぎず、代理権などの権限を与えられていることを確認する方法としては不適當であるとの指摘を受けている。

これを受け、本報告書は、FATFの指摘に対応すべく、代理権などの確認方法として、社員証等による単に会社の従業員であることの確認を除外することが必要であると提言する。

### 4 法人の実質的支配者

FATF勧告は、事業者に対し、法人である顧客の実質的支配者(Beneficial Owner)を確認することを求めている。

これを受け、平成23年の犯取法改正時に、①犯取法第4条第1項第4号において、事業者に対し、法人顧客に実質的支配者があるときはその者の本人確認を義務付け、また、②施行規則第10条第2項では、「実質的支配者」の定義として、株式会社等の資本多数決原則を取る法人については議決権の4分の1超を有する者を実質的支配者とし、それ以外の法人については当該法人を代表する者を実質的支配者とした。

ところが、かかる改正法及び改正施行規則の内容について、FATFからは、顧客が法人である場合には常に自然人まで遡った実質的支配者の確認を行わなければならないという点において不十分であるとして更なる指摘を受けている。

かかるFATFの指摘については、マネロン等対策といった観点からは合理性を有するものの、一方でFATFの指摘に対応する制度設計とした場合には、法人顧客、その株主及び事業者にとって非常に大きな負担となることが懸念される(例えば、法人顧客の議決権の4分の1超を有する者(親会社、大株主)が法人であった場合には、更にその親会社や大株主を支配する者を探知し、最終的に自然人に辿り着くまで確認が求められるとなると、事業者に当該情報を提供しなければならない法人顧客にとって大きな負担となり、そもそもそのような情報を取得すること自体困難なケースも想定される)。

本FATFの指摘は実務上非常に対応が難しいが、本報告書は、平成25年6月に開催されたG8ロクアーン・サミットでも議論されたように、「法人の透明性確保」は、マネロン等対策のみならず、租税回

避の観点からも世界的に重要となっており、我が国もこれに対応するため「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を策定していることなどを踏まえ、実質的支配者の定義を含め、FATFメソドロジーに沿った制度とすることが妥当であるとしている。また、制度設計にあたっては、法人顧客及び事業者の負担軽減の観点を含めた新たな制度設計を進めていくことも重要とする。

懇談会報告書の内容からだけでは、具体的にどのような対応が求められるのか読み解くことは難しいところだが、いずれにせよ、FATF勧告の内容を充足しつつ、実務的にもワークパルな制度設計となることが望まれる。

### 5 PEPsの取扱い

PEPs(Politically Exposed Persons)とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局者等、特に重要な公的な機能を任されている(いた)個人をいうものとされている。

FATF勧告は、事業者に対し、顧客がPEPsに該当するかどうかを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。

我が国もこうしたFATFの指摘に対応するため、PEPsに関する規定の整備を行う必要がある。もともと、事業者の方でも個々の顧客がPEPsであるかどうかの判断を行うことは困難であるため、制度設計にあたっては、対象となるPEPsの範囲を明確にするなどの対応を合わせて行う必要があるとされている。

なお、FATF第3次勧告では国外PEPsに対する対応が求められているが、第4次勧告では、国外PEPsに加え、国内PEPsへの対応も求められているため、留意が必要である。

### 6 継続的な取引における顧客管理

FATF勧告は、事業者継続的顧客管理措置を求めている。

継続的顧客管理措置とは、口座に基づく取引などの継続的な取引関係において、顧客の属性等に照らし、その行う取引が通常想定される態様と整合的であるかどうかを監視(モニタリング)・精査することなどにより、顧客が行う取引にマネロンの疑いがあるかどうかを判断することである。また、そのためには、事業者においては、取引時確認で確認した顧客の情報を最新のものに保つとともに、顧客に関するその他の情報をリスクに応じて収集することが求められる。

この継続的顧客管理に関しては、平成23年の犯取法改正時に、犯取法第10条が新設され、特定事業者顧客の取引時確認事項に係る情報を最新のものに保つ義務が課せられた。

また、犯取法第8条は、特定事業者に対し、特定取引に限らず、特定業務に係る取引についてマネロンの疑いがある場合には疑わしい取引の届出を行うことを義務付けている。この義務を履行するため、特定事業者は、特定業務に係る取引について、顧客に関する情報その他の事情を勘案して取引にマネロンの疑いがあるかどうかを判断しており、そのために取引の内容の精査を行っている。

この点について、FATFは、疑わしい取引の届出義務があることにより間接的に継続的顧客管理措置が行われているとされるだけでは不十分であり、法令により明文で事業者に対し義務付けなければならないと指摘している。かかるFATF指摘に対応するためには、継続的顧客管理措置を法令に明記す

ることが必要となる。

もともと、事業者に求められる継続的顧客管理措置の内容は、事業者の業容、規模、特性や取引形態によって様々であり一律の対応を求めることは適切ではない。

したがって、継続的顧客管理措置を法令に位置付けるに当たっては、すべての取引について一律の対応を求めるのではなく、リスクベース・アプローチの考え方を踏まえてマネロンのリスクに応じた措置を講じることが適当であるとされている。

### 7 既存顧客

既存顧客とは、従来の制度下で既に取引時確認がなされている顧客を指す。

継続的な取引関係に基づいて行われる個別の取引に関して、マネロンのリスクを判断するためには、判断の基礎となる事業者が保有している顧客情報の正確性が保たれていることが重要である。また、制度改正等により事業者が取得すべき顧客情報に変更が加えられたような場合には、既存顧客についての情報の追加取得も問題となり得る。

前者については、前述のとおり、平成23年の犯取法改正時に、10条を新設し、事業者顧客情報を最新のものに保つ義務を課したことにより改善が図れたが、FATFからは既存顧客に対する顧客管理措置として情報の追加取得について引き続き指摘がなされている。

もともと、すべての既存顧客について一律の情報の取得を義務付けることは事業者や顧客に過度の負担となる。そのため、FATF指摘に 대응としても、事業者にどの程度情報の取得を義務付けるかという点については、慎重に検討する必要がある。また、その対象については、「金融機関は、取引の特質(materiality)及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を適用し…なければならぬ」というFATFメソドロジーを踏まえたものとすることが適当である。

### 8 リスクベース・アプローチ

法人の実質的支配者と並んで制度設計が難しいのが、このリスクベース・アプローチである。

FATF第4次勧告では、マネー・ローダリング対策に係る資源の効率的な配分という観点から、リスクベース・アプローチが本質的基礎とならなければならないとされている。

懇談会報告書は、このリスクベース・アプローチの考え方を制度設計に反映させるための基本的な考え方を示している。その内容は以下のとおりである。

- ① 国が行うリスク評価(National Risk Assessment)結果と整合的な顧客管理が事業者求められるような制度でなければならないこと。
- ② リスクが高いとされた取引に対して事業者に対し、どのような措置を求めるかについては、一律ではなく、国によるリスク評価結果を踏まえて取引の類型ごとにきめ細かく定められるべきであること。
- また、同一の類型に属する取引であっても個々の取引ごとにリスクは異なるものであることから、事業者においてどのような措置をとるかについてある程度選択的であるような制度となることが望ましいこと。
- ③ リスクベース・アプローチの考え方は、制度設計全体を通じて実現されなければならないこと。



弁護士  
高橋 瑛輝  
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2011年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新64期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務  
知的財産権

## 特許法等の一部改正について

平成26年4月25日、「特許法等の一部を改正する法律」が成立し、同年5月14日に公布されました。今回の改正では、特許法、商標法、意匠法、弁理士法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部が改正されていますが、ここでは、特許法及び商標法の改正のうち、特に重要と思われるものの概要をご紹介します。

### 第1 特許法の改正

#### 1 手続期間の延長に関する救済措置の拡充

現行法では、たとえば災害発生時等における救済措置として手続期間を延長しようとする、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく政令指定手続きを要するという制度設計になっています。しかし、これでは、逐一の手続きが必要であるとともに、海外での災害には対応できないといった問題点があります。

そこで、改正法では、やむを得ない事由が生じた場合や正当な理由がある場合には一定の限度で手続期間の延長を認めるという条項が新設されることとなりました。

たとえば、新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、特許出願日から30日以内に新規性喪失の例外事由の証明書を提出しなければなりません(特許法30条3項)、責めに帰することができない理由により提出ができなかった場合は、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては2か月)以内でその期間経過後6か月以内にその証明書を提出できるとされました(改正特許法30条4項)。

また、審査請求の期限を徒過すれば出願の取り下げが擬制されます(特許法48条の3第4項)、この点に関しても、正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2か月以内かつ期間経過後1年以内に限り、審査請求ができることとされました(改正特許法48条の3第5項(新設))。

今回の改正では、これらに限らず、優先権

### 弁護士 高橋 瑛輝

主張を伴う特許出願や、出願の分割・変更、特許料の納付等にかかる手続期間についても、同様の救済措置が認められることとなりました。なお、実用新案法等、他の知的財産法にも同様の措置が講じられることとなっています。

新法施行後は、何がやむを得ない事由なのか、正当な理由なのかという点が問題になると思われますが、いずれにせよ、救済措置が拡充されたことで、今まで権利化を諦めざるを得なかった発明も権利化される可能性が広がったものといえます。

#### 2 特許異議申立て制度の創設

現行法では、誰でもいつでも特許無効審判請求ができるという制度になっているため、特許権者からみれば、誰がいつ特許無効審判請求をしてくるか分からないという意味において、権利が不安定になるという面があります。他方で、特許無効審判を利用しようとする者にとっても、手続負担が大きいという意見もあるところです。

そこで、特許権の早期安定化と、簡易迅速な審理という二つの要請を実現すべく、改正法では、申立期間を公報発行日から6か月に限定した特許異議申立て制度を創設するとともに、特許無効審判請求の請求者を利害関係人のみに限定することとされました。

なお、「特許異議」と聞くと、2003年に廃止された旧特許異議制度を想起される方も多いかもれません。しかし、今般創設された特許異議申立て制度は、旧制度を復活させるものではありません。具体的には、以下の点が異なります。

- ① 旧制度では、申立期間内であれば、申立書の要旨変更はいつでも可能でしたが、新制度では、要旨変更は、審判長が特許権者及び参加人に対して取消理由通知を送付して意見書提出の機会を与えるまでの期間に限定され、審理の効率化が図られました。
- ② 旧制度では、口頭審理もあり得ましたが、新制度では全て書面審理とされました。
- ③ 旧制度では、特許権者による訂正請求があった場合でも異議申立人は意見を述

べる機会がありませんでしたが、新制度ではこれが認められるようになりました。

この新制度がどの程度活発に利用されるようになるか、改正法施行後の動向が注目されます。

### 第2 商標法の改正

#### 1 「新しい商標」の追加

今般の改正では、従来商標登録のできなかった「色彩のみの商標」や「音の商標」が保護対象として追加されました。また、これに合わせ、音の標章を発する行為を「使用」の定義に追加するといった見直しも行われています。

「色彩のみ」の例としてよく挙げられるのは、文具メーカーである株式会社トンボ鉛筆の青・白・黒の三色の組み合わせです。これは、職場のデスク上で馴染みのある方も多く、MONO」「TOMBO」と書かれていなくても、一目でそれと分かる識別力があると思われます。



このような商標は、海外では以前から保護の対象とされている例もありましたが、日本では保護対象とされてこなかったことから、国際的潮流に乗り遅れているなどと言われることもありましたが、今般の改正で保護対象とされたことにより、企業のブランディング戦略ニーズに応えることが可

能となり、さらに、マドリッドプロトコルを利用した国際一括出願が可能となるというメリットも得られることとなりました。

#### 2 地域団体商標の登録主体の拡充

地域団体商標とは、平成18年4月に導入されたもので、地域名と商品・役務名を組み合わせた商標のことで、商品又は役務の普通名称や慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示するものであっても登録を受けられる点に特徴があるもの(すなわち、商標法3条の規制を一部緩和したことの特徴があるもの)で、例えば「鴨川納涼床」「泉州水なす」「近江牛」などがあり、地域ブランドの創出、保護、高付加価値化の役割を担うものです。

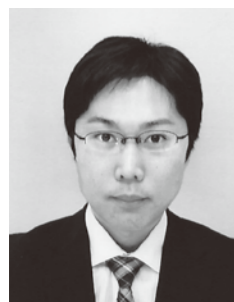
従来、その登録主体は事業協同組合等に限定されていましたが、地域ブランド普及の担い手はそれに限られないことから、今般の改正により、商工会、商工会議所、NPO法人も地域団体商標の登録主体として追加されることとなりました。

これにより、地域ブランドを活用した地域産業、地域おこし活動がますます活性化していくことが期待されます。

なお、本稿でご紹介した改正のうち、地域団体商標の登録主体の拡充については、平成26年8月1日から既に施行されており、その余についても、平成27年5月14日までに施行される予定となっています。

紙幅の関係で網羅的で詳細なご紹介はできませんでしたが、まずは概要を知り、今後のためにお役立て頂ければ幸いです。





弁護士

山田 晃久  
(やまだ・あきひさ)〈出身大学〉  
立教大学法学部  
法政大学法科大学院〈経歴大学院・役職〉  
2007年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新60期)  
第二東京弁護士会登録  
2011年1月  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
中小企業再生支援全国本部  
(プロジェクト・マネージャー)  
2011年10月  
原子力損害賠償支援機構(審議役)  
2013年10月  
弁護士法人中央総合法律事務  
務所入所2008年～  
東京地方裁判所  
民事訴訟の運営に関する懇談  
会委員  
第二東京弁護士会 司法制度調  
査会委員  
同 民法(債権法)改正サポー  
トチームメンバー  
同 倒産法研究会会員  
2014年～  
日本弁護士連合会  
民事裁判手続きに関する委員  
会委員〈取扱業務〉  
倒産法務、会社法務、商事法務、  
金融法務、知的財産権、  
労働法務、民事法務、  
家事相続法務、刑事法務

## 最新判例紹介

## 再生手続において投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否(消極)

～最高裁判所第一小法廷平成26年6月5日判決～

弁護士 山田 晃久

## 1 問題の所在

投資信託の受益者である債務者が支払を停止した後、投資信託を販売した金融機関が債務者に対して投資信託の解約金支払債務を負った場合、その後の再生手続において、金融機関は解約金支払債務を受働債権として債務者に対する債権と相殺することができるか。

これが問題となった事案につき、第一審<sup>1</sup>は、解約金支払債務の負担が支払停止を知った時より「前に生じた原因」(民事再生法93条2項2号)に基づく場合には当たらないとして、金融機関による相殺の主張を認めなかったのに対し、控訴審<sup>2</sup>は、これとは正反対に、「前に生じた原因」に基づく場合に当たるとして、金融機関による相殺の主張を認めていたところ、先般、上告審<sup>3</sup>において、控訴審の判決が破棄され、金融機関による相殺の主張は認められないとの判断が示された。かかる上告審の判決は、金融実務に与える影響が大きいものと思料されるので、以下紹介する。

## 2 上告審の判断理由

上告審は、主に次の理由により、再生債務者の投資信託受益権に係る解約金支払債務を受働債権とする再生債権との相殺の主張は認められない旨判示した。

## (1) 民事再生法における相殺禁止とその例外的趣旨

民事再生法は、再生債権について債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却されることのないよう、同法93条1項3号本文において、再生債権者において支払の停止があったことを知って再生債務者に対して債務を負担した場合、これを受働債権として相殺することを禁止する。他方で、上記債務の負担が同法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合理的なものであって、これを保護するとしても、上記再生手続の趣旨に反するものでは

ないことから、相殺を禁止しないこととしている。

## (2) 投資信託解約金支払債務の法的性質

投資信託受益権に係る解約金支払債務は、同受益権に係る管理委託契約に基づき販売会社である金融機関が投資信託の受託者から解約金の交付を受けることを条件として当該投資信託の受益者に対して負担した債務であると解される(最一小判平成18年12月14日民集60巻10号3941頁、金融法務事情1800号88頁参照)。

## (3) 解約金支払債務の負担が「前に生じた原因」(民事再生法93条2項2号)に基づく場合に当たるか(消極)

ア 少なくとも投資信託の解約実行請求がされるまでは、金融機関が有していたのは投資信託委託会社に対する投資信託受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しく当該投資信託の受益者である再生債務者の責任財産としての期待を有している。

イ 再生債務者は、投資信託受益権につき解約実行請求がされたことにより、金融機関に対する解約金支払請求権を取得するが、同請求権は当該投資信託受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができ

ウ 上記解約実行請求は金融機関が再生債務者の支払の停止を知った後にされたものであるから、金融機関において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない。

エ 再生債務者は、投資信託受益権に係る管理委託契約に基づき金融機関が当該投資信託受益権を管理している間も、当該投資信託受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をことができ、このような振替がされた場合には、金融機関が再生債務者に対して解約金支払債務を負担することは生じ得ないから、金融機関が再生債務

者に対して同債務を負担することが確実であったということもできない。

オ 金融機関が再生債務者に対して負担することとなる解約金支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、再生債務者に代位して当該投資信託受益権につき解約実行請求を行うほかなかった。

カ 解約金支払債務をもってする相殺の担保的機能に対して金融機関が合理的な期待を有していたとはいえず、このような相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。

キ したがって、解約金支払債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとはいえず、相殺は許されないと解するのが相当である。

## 3 コメント

一般に、「前に生じた原因」に当たるとされるためには、具体的に相殺期待を生じさせる程度に直接的なものでなければならないと解されている<sup>4</sup>。本件では、かかる合理的な相殺期待の有無について、第一審(消極)と控訴審(積極)とで判断が分かれ、上告審は消極に判断した。

現行の投資信託振替制度が導入される前は、投資信託委託会社を発行者として受益証券が発行されていた。受益者である投資信託の購入者は、通常は販売会社である銀行に保護預り口座を開設し、購入した受益証券を預託していた(実際には、投資信託委託会社から交付された受益証券をまとめて受託銀行に再委託し、受託銀行が大券で保管しているのが通常であったが、販売会社である銀行は受託銀行を通じて受益証券を占有している関係であった。)。そのため、顧客への貸付が債務不履行になったとき、銀行は、保護預りしている受益証券について、銀行取引約定書の弁済充当条項や任意処分条項(「有価証券」に該当する。)を適用して投資信託委託会社に解約実行請求を行い、受領した解約金を弁済充当又は貸付債権と相殺して貸付金を回収することができた<sup>5</sup>。しかしながら、振替制度導入後は受益証券が発行さ

れなくなったことから、振替投資信託が「有価証券」に当たるか否かに疑義が生じ、実務上は、債権者代位権に基づき受益者である債務者に代わって解約実行請求を行い、解約金の受領後に解約金支払債務を受働債権とする相殺を行って貸付金を回収することが主流となっていた<sup>67</sup>。なお、振替投資信託受益権について商事留置権が成立する余地がある(受益権を準占有しているとみる。)とする見解もあるが、これに関する裁判例は見当たらない。

本件上告審の判決を受けて、それまで自行が管理する投資信託受益権を担保として捉えてきた金融機関においては、対応の見直しが求められる。具体的な方策は今後の議論の展開を待って検討したいが、銀行取引約定等において「有価証券」に加えて振替投資信託も換価・弁済充当の対象に含める等、相殺期待の合理性を高めることも考えられる<sup>9</sup>。

1 名古屋地判平成22年10月29日金融法務事情1915号114頁  
2 名古屋高判平成24年1月31日金融法務事情1941号133頁  
3 最高裁判所ホームページ  
(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140605150506.pdf>)  
4 伊藤真「破産法・民事再生法」(第2版)374頁  
5 三井住友信託銀行法務部「投資信託に基づく債権回収」銀行法務21 743号8頁  
6 前掲注5(9頁)  
7 天野佳洋監修「銀行取引約定書の解釈と実務」経済法令研究会105頁以下  
8 中野修「振替投資信託受益権の解約・処分による貸付債権の回収」金融法務事情1837号53頁  
9 なお、最一小判平成17年1月17日民集59巻1号1頁・金融法務事情1742号35頁は、保険解約返戻金に関して、特段の事情のない限り、破産手続開始決定後に停止条件付債務の停止条件が成就した場合の相殺を認める。本件上告審はあくまで再生手続におけるものであり、判決の射程もその限度に留まると考えられるが、本件と同様のケースが今後破産手続において生じた場合、合理的な相殺期待がないことを理由に「特段の事情」を認め、解約金支払債務との相殺が許されないと判断される可能性があるものと考えられる。



## シリーズ「事業承継」(16)

### 「事業承継 空白の期間 Part 2」

#### 一 被後見人とのトラブルを避けるために

弁護士 岩城 本 臣 弁護士 加藤 幸 江  
弁護士 村上 創 弁護士 小林 章 博  
弁護士 角野 佑子 弁護士 岩城 方 臣  
税理士 岡山 栄 雄  
(事業承継プロジェクトチーム)

2011年秋号「事業承継」(8)で、「高齢化時代を迎えた今、創業者には元気な人が多いとはいえ、年齢からくる衰えは多くの高齢者と異なることなく、状況によっては、遺言書がその効力を発するまでの間に認知症になり現実に経営判断ができず株主権の行使もできなくなるため、描いていた事業承継の計画もうまくいかない場合がある。相続時までの間、まさに会社経営における空白の期間が生まれる。

この予期していなかった空白の期間に備えて、前もって公証人役場で「任意後見契約」を締結し、信頼できる後見人候補者を選任すべく契約をしておくことが大切である。”旨について書きました。

しかし、最近、「任意後見契約」に基づき後見人となったにもかかわらず、被後見人本人から後見人に対して、“後見人を頼んだ覚えはない。契約した覚えはない。”と、強く異議を申し立てられトラブルが生じる場合が出てきました。特に、会社経営方針を巡り利害関係者間で意見が衝突している場合、また、資産処分を巡って推定相続人間で争いがある場合などにおいて、被後見人のなかには、感情の起伏の激しさと判断能力の低下が重なり後見人をはじめ関係者に対し強くなる場面が生じ、善意な関係者が不愉快な思いをすることが少なくありません。

たしかに、「任意後見契約」は公証人役場における公正証書作成が条件になっており、公証人の多くは元裁判官・元検察官であり信頼できる法曹関係者の手により慎重に作成されています。

そして、任意後見契約がなされ且つ任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害(認知症、知的障害、精神障害など)によって本人の判断能力が不十分な状況になったときは、家庭裁判所は、申立により任意後見監督人を選任することができます。この任意後見監督人の選任によってはじめて任意後見契約の効力が生じます。そして、任意後見契約で定められた任意後見人は任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた法律行為を本人に代わって行うことができます。任意後見人は、ある意味、被後見人の全財産の管理・処分を託されている立場であり、後記の【参考条文】にあるように、任意後見人は特に“本人の意思の尊重”を求められています。

このように、「任意後見契約」とは公証人役場における公正証書の作成、そして家庭裁判所における後見監督人選任等の厳格な手続を経たうえのものであります。しかし、後見人が被後見人から激しくクレームを申し立てられるケースが出てき始めているのです。

これらに対する対策としては、将来の後見人を頼まれたとき、被後見人との間で後見事務の進め方を十分に話し合い、特に会社経営の方針等々について被後見人(創業者等)の気持ちを十分に聞き、これらについてのやりとりの様子をビデオに残しておくことが大切です。

もし前述のような事態が生じた場合でも、ビデオ映像を目にすれば、被後見人本人も納得のいくことが少なからずあると思われるからです。また、これによって本人以外の関係者の誤解を解くこともできるのではないのでしょうか。

折角頼まれて後見人になったのに、“頼んでいない”“頼んだ内容とは違う”と言われるほど辛いものはありません。被後見人本人とのトラブルを回避し、関係者からの誤解を避けるために、また自分の身(立場)を守るためにも対策を考え、ビデオによる可視化を図っておくのがよいのではないかと考えます。

#### 【参考条文】

##### 任意後見契約に関する法律(平成11年12月8日法律第150号)

##### 第六条(本人の意思の尊重等)

任意後見人は、(…略…)委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

## 京都事務所だより18

### 「期待以上」になれますように

弁護士 小林 章 博



弁護士  
小林 章博  
(こばやしあきひろ)

先日、米国の旅行雑誌「トラベル+レジャー」が発表した今年の世界人気観光都市ランキングで京都市が初めて1位になったというニュースを目にしました。ランキングは、風景、文化・芸術、食などの項目の総合評価で決まるそうですが、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも影響しているのかもしれませんが。

京都事務所がある四条烏丸近辺は、どちらかというと観光地ではなくオフィス街ですが、そんな事務所近くでも本当に多くの外国人観光客を目にします。雑誌のランキングだけでなく、多くの外国人に京都が注目されていることを実感として感じる今日この頃です。



日々多くの外国人観光客を目にすると、実際に京都を観光された皆様がどんな印象をもって帰国されているのかが気になります。期待以上なのでしょうが期待以下なのでしょう。前述の雑誌のランキングの話ではありませんが、今はネット社会で、観光客は事前にネットのランキングで「お勧めの観光地」、「お勧めの店」を検索し、行き先を選定するケースが増えているようです。その結果、実際にその場に足を運ぶ前に、すでにその観光地の写真、お店で提供される料理の写真をたくさん目にし、多くの情報をもっています。そして、期待感に胸を膨らませて足を運んだその先に「期待以上」を生むためには、本当に細やかな取り組みが必要です。そうでなければ、まるで観光は「すでに目に見た」ことを「現地確認する作業」のようになってしまいます。そういえば、最近、京都事務所近くのレストランでは外国語表記のメニューが増えました。ほんの小さな努力ですが、この積み重ねが「期待以上」に向けた初めの一歩になるのではないのでしょうか。



さて、私ども京都事務所のメンバーも、外国人観光客の「期待以上」に向けて新しく何か一歩踏み出そうというわけはありませんが(笑)、本年10月からマイケル外国法事務弁護士と京都事務所所属の弁護士が中心となり英文契約書の勉強会を開催します。今まで所内勉強会という形で開催していたものを、より実務的な勉強会とすべく、企業の皆様にも御参加いただく形の勉強会として企画しました。講師はマイケル外国法事務弁護士が務めますが、英文契約書の基本的なところから少人数で自由に意見交換ができるような勉強会にしたいと考えています。また、第1期は本年10月～12月の期間で開催しますが、以降も3カ月を1クルーとして通年で開催することも考えています。どうぞ、ご都合のよい時期に御参加を検討ください。



そして最後に、京都事務所は2009年11月に開設し5年が経過しました。これも皆様のご支援の賜であり、ここに厚く御礼申し上げます。これからも、クライアントの皆様「期待以上」と評価していただける事務所を目指してより一層成長できるよう、所員一同、精進してまいります。

これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



#### 京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

## 「組織の中のコンフリクト」

### 1 コンフリクトの存在

私は、国税庁の全国約6万人、大阪国税局の約1万人に上る官僚組織に属していました。その組織の中で35年間にわたって組織人として勤務してきました。その間、毎日のように組織内における対立、軋轢、葛藤などの「コンフリクト (Conflict)」を感じながら仕事をしてきました。

コンフリクトとは、集団や個人の間で発生する対立的、敵対的な関係をいいます。組織に属する人は多かれ少なかれコンフリクトに対応しながら生活をしています。コンフリクトは、企業や団体などの組織間、組織の各部門における集団間、組織内の人間関係による個人間、意思決定などの個人の内面において存在しています。

### 2 コンフリクトの発生

コンフリクトは、金銭的、人的、物質的な経済資源の希少性によって発生します。資源は有限ですので、その配分の方法を巡って対立が生じます。また、組織に属する個人は、自己の権限行使など自律性を確保したい欲求がありますので、お互いに軋轢が発生します。更に、集団の共通目標が確立できない場合には、個人間の考え方が相容れないことから葛藤が生じます。

専門化が進んでいる集団間では、構造的にコンフリクトが発生します。例えば、水平的にラインとスタッフ、垂直的には上司と部下、そのほか本部と現場、製造と営業の部門間で発生します。また、個人間のコンフリクトは、個人の欲求が充足されないことから生じます。同期の全員が幹部に昇進できなく、皆が望みだけの賞与を得ることもなく、与えられたポストの権限も制約されているのが一般的です。

### 3 コンフリクトの解消

コンフリクトの解消法は、回避、競争、妥協、適応、協調の5つがあります。コンフリクトの当事者や管理者は、その状況を見定めて、どの方法が最も適しているか判断しなくてはなりません。①回避は、問題を無視して解決を放棄することです。先き送りによる逃避です {0+0}。ただし、時間が解決する場合もあります {+5}。②競争は、競い合いにより相手を打ち負かして一人勝ちする方法です {10+0}。反作用があり相手方にしこりが残ります {-5}。③妥協は、自らも譲るが相手も譲るように仕向けて折り合いをつける引き分けです。足して二で割る政治的な解決法です {5+5}。④適応は、相手の主張に合わせて自分の主張を取り下げする方法です {0+10}。長期的な関係維持によって最後には得をします {+5}。⑤協調

中央総合会計事務所 税理士 岡山栄雄  
(元 南税務署長)

は、お互いに問題を直視して自己の主張をしながら相手方と協力的に解決する方策です。時間は必要ですが、前向きなウインウインの関係で、近江商人の三方よしの考え方です {10+10}。

5つの解決策を数値化して評価すると、次のようになります。

区分	内容	点数	評価		
①	回避	先き送り	0	0+5	5
②	競争	一人勝ち	10-5	0	5
③	妥協	引き分け	5	5	10
④	適応	合わせる	0+5	10	15
⑤	協調	三方よし	10	10	20

### 4 コンフリクトの機能

組織でのコンフリクトは避けるべきものとされています。しかしコンフリクトは適切に管理すれば、組織の活性化や生産性の向上に好ましい影響を及ぼします。コンフリクトが発生することで、隠れた問題が顕在化して、その対処法を考えるようになります。コンフリクトをいたずらに押さえ込むことは組織の活力を削ぐこととなります。

組織運営には、コンフリクトの要因となる異端分子を排除する考え方があります。しかし反対者のいない組織は、猪突猛進するだけで、議論が尽くされず疑問点が見落とされます。組織は成熟に向かうほど内向きになって硬直化します。反対者を切り捨てるだけでは、将来の展望の芽を摘むこととなります。

ヤマアラシは身を守るために体に棘が生えています。ヤマアラシ同士が仲良くしようと接近すると、お互いに棘が刺さってしまいます。組織人の仕事は相互依存的であるため、お互いに接触の度合いが増加します。接触の頻度が増せば増すほどコンフリクトが起こるといふ、ヤマアラシのようなジレンマが生じます。

### 5 コンフリクトの予防

組織の意思決定の方法や仕事の役割分担を明確にして、命令系統を統一すれば、コンフリクトの発生を予防することができます。官僚的な組織は、手続きが煩雑で時間を要するなど問題も多いものですが、コンフリクトという視点から考えると、分業化や権威の確立によって極めてコンフリクトが発生しにくい組織だといえます。

コンフリクトが存在しない組織にすることは難しくても、少なくすることはできます。組織の中の個人が、全体の目標や価値観に共感し、所属する組織に対して愛着を持つことです。加えて、メンバー同士が好意的な心理状態にある職場にすれば、潜在的なコンフリクトは減少し、たとえ起こったとしても解決は容易になります。

## 裁判エッセイ 51 ● 源氏物語に「常識」を習う。

弁護士 川口富男  
(オプカウンセラー) (元 高松高等裁判所長官)

源氏物語は、光源氏を主人公とする話です。光源氏は、桐壺天皇の皇子ですが、臣籍降下して源氏姓になります。光源氏を敵視している弘徽殿太后でさえもそのあまりの美しさに「これでは神様が天上にお召しになって寵愛しかねまじき容貌」(紅葉賀)(林望「譚訳源氏物語」の訳文による)と言う位の超弩級の美男子です。俗に「色男金と力はなかりけり」と言いますが、光源氏は、財力と能力もこれまた超弩級ですし、書、絵画、和歌、漢詩、歌うこと、踊り舞うこと、各種の楽器を弾くことなども超一流で並ぶものがないとされます。何か公の行事があると、それが舞であれ、管弦であれ、書であっても、中心人物として活躍し、注目を一身に集めるのでした。そうした主人公が多数の高貴な或いは上流の女性と実事を伴う色恋をします。それもなにかと問題含みの関係が少なくなく、特にある姫(臘月夜、弘徽殿太后の妹)との関係が露見し、弘徽殿太后が問題視するので都におりがたく、一時須磨明石に身を引くということもあります。

なかでも、父である桐壺天皇の思人藤壺女御(先帝の内親王、のちに中宮)と不倫の関係に入り、一子(東宮、のちに冷泉天皇)を設けるということがあり、これがこの物語の原罪と言いますか原点になって、全54帖の底流をなします。藤壺に対する憧憬は、源氏の幼少時に亡くなった母桐壺更衣に藤壺が似ていることに由来します。そして、源氏が北山に転地療養していたときに見かけた、藤壺にそっくりの少女紫の君(藤壺の姫)を誘拐同然に、自分の屋敷に連れ帰り、類い希な貴婦人に育て上げるのです。この人が紫の上で、源氏の正妻格の地位に就きます。

こうしてみると、この物語はなにかと倫理上の問題をはらんでいますし、スーパーヒーローの色好みの長い話で全編埋まっていますから、読んでいて白けるのではないと思われるかもしれませんが、どうしてどうして全編飽きもせず読み通させる魅力をもっていますし、滋味豊かで栄養もある最高の料理を頂いたような読後感が得られます。

その理由ですが、読んでいて気づくのはこういうことです。登場人物の感情生活、つまり、日頃或いは事に臨んで考えたり感じたりすること、喜怒哀楽のいろんな感情、季節や花鳥風月に関する感覚や感情、世間の噂やそれに対する考え方、夫婦や男女関係のありようやそれにまつわる諸々の感じ方、死者に対する思い等々が随所に出てきますが、それらが皆今に通じる感情、感覚なのです。ですから登場人物がスーパーヒーローであれなんであれ、今に通じる普遍的な性格の持ち主で、現実感を抱くことができるのです。

しかも紫式部はこうした感情生活のある側面を述べるときに、しばしば補強証拠とばかりに古今集などの古い和歌をほめかします(和歌でいう本歌取り)。ということは、源氏物語で述べられる感情生活はそれよりもっと古くからの共通の感覚であったこと、つまりこうした感情生活は、日本古来変わることなく行われてきたことを示すものであり、そういう常識の上になつて、紫式部がこの物語を書いたということなのです。

簡単に言うと、紫式部は非常識な骨格(筋骨)に常識という肉付けをしたのです。歌舞伎でも、荒唐無稽な芝居では、細かな

筋はいかにもありそうなものにして、役者もできるだけ嘘のない芝居を工夫しなければならぬとされる(松井今朝子)のと同根です。

沢山例がありますし、読み通したときにそのつもりでチェックしておればもっと適切なものを例示できるのですが、とりあえず目に付いた一例をあけておきます。

内親王の女三宮の行く末を深く案じられる朱雀院(光源氏の兄)は、仏門に入るに先立って光源氏に「もはやこの世に心残りこともなくなった。ただね、女宮たちが、なほ幾人も手許に留まっていたこの者たちが行く末はどうなるであろうかと思ひやることばかりはいかんとできぬ。こんな思いを残しているようではあの『さらぬ別れ』に際して、往生の障りともなるに違ひあるまい」と言ひ、女三宮の後見を依頼し、光源氏は正妻として迎えます。当然紫の上の悩みを誘います。これは、かの「世の中にさらぬ別れのなくもがな千代もとなげく人の子のため」(世の中に、あの避け得ない別れ一死別一ということがなかったらよかつたに。千年でも生きて欲しいと思ふ人の子のために)という古歌(古今集、在原業平)をほめかしたものです(若菜)(林望「譚訳源氏物語」の訳文による)。

源氏物語の受容の仕方やその用い方は時代によって違います。例えば、傍流から出た天皇(光格天皇、江戸後期)が天皇の権威づけのために源氏物語を利用したとかですが、こうした権威づけのために源氏物語が利用されてきた歴史は、南北朝、室町時代、戦国時代、さらには信長、秀吉、徳川にまでその例をみることができるのです。

それは、聖典、カノンとしての源氏物語であり、由緒正しい写本を所持していることが大名家の権威づけになるということや、源氏物語の中で祝典の儀式として行われた雅楽の舞「青海波」(物語では光源氏が主演しています)をそのとおりに行うことで主催者の威信を高めるということなので、文学的内容を賞味することとは異なる世界です。

そして内容の受け止め方でも、儒教的・仏教的な解釈もあり、その立場では不義・密通などもいまいしめとして教訓的に受け取るという読み方も行われたのです。

これに異を唱えたのが本居宣長です。有名な「もののあわれ」論で、登場人物の恋のありよう、死者への思いはあるべき理想の姿を示すものではなく、愚かであらしく、みじめな弱さをさらけ出すものであり、弱さそれ自体、人情の自然に寄り添い、思いの鬩々を浮き彫りにするものだと言っています(三田村雅子「記憶の中の源氏物語」)。

こうした受け止め方は和歌の修業には必須のようで、藤原俊成は「源氏見ざる歌詠みは遺恨のことなり」と言っていますし、与謝野晶子は新古今集を評価していましたが、弟子には源氏物語を読むように勧めていたそうです。

蛇足として、こうした論がなぜ「裁判エッセイ」に親しむのかということですが、法律でも裁判でもその中には常識という血液が流れていることが大切で、それも古来から変わらずに生き続けている感覚と離れるものではないだろうと思うからです。



# ● 株主との合意による自己株式の取得手続

弁護士 森本 滋  
(オブカウンセル)

(同志社大学司法研究科教授/京大名誉教授)

## 1 序

今回は、種類株式発行会社でない公開会社(取締役会・監査役設置会社)を前提に、株主との合意による有償の自己株式の取得手続について検討します。今回は、その財源規制と財源規制違反の責任を取り上げます。

株主との合意による取得は、①すべての株主に株式譲渡(退出)の機会を与える特別の手続(会社法上の公開買付け)、②特定の株主からの取得手続、③市場取引等による取得に分かれます。

株主との合意による取得に際して、株主総会の普通決議により、あらかじめ、取得する株式数、株式の取得対価の内容とその総額、取得期間(1年以内)を定めることが原則です(会社法156I—授權決議)。

## 2 会社法上の公開買付け

取締役会は、上記の株主総会の授權決議に従い、適宜、①取得株式総数、②株式1株の取得対価に関する事項、③取得対価の総額、④株式譲渡の申込期日を定めて、自己株式の取得を決定することができます(会社法157III。III参照)。

すべての株主に株式譲渡の機会を与えるため、代表取締役は、株主に自己株式取得事項を通知・公告しなければなりません(会社法158)。この通知・公告を受けた株主が申込株式数を明らかにして株式譲渡の申込みをすると、会社は申込期日に当該株式の譲受けを承諾したものとみなされます。株主の申込株式総数が取得株式総数を超える場合は、按分比例により譲受け株式数が確定されます(会社法159)。

## 3 特定の株主からの取得

株主総会の授權決議に併せて、株主総会の特別決議により、会社法158条の通知を、全ての株主でなく、特定の株主に対して行う旨を定めることができます(会社法160IV、309II②)。

もっとも、この場合、会社は、原則として、他の株主に対して、株主総会の日の2週間前までに、特定の株主に自己をも加えたものを議案とすることを請求できる旨、通知しなければなりません(会社法160II、会社法28)。株主は、株主総会の日の5日前までに、この請求をすることができます(会社法160III、会社法29)。これを売主の追加提案制度といいます。請求があったときは、当

初の特定の株主に加えて、当該株主も特定の株主とされた議案が株主総会に提出されます。この特別決議が成立すると、特定の株主に対してのみ自己株式取得事項の通知・公告がされます(会社法160V)。なお、この決議について特定の株主の議決権は排除されます(会社法160IV)。

売主の追加提案制度はきわめて使い勝手の悪いもので、三つの例外が設けられています。第一に、定款で売主の追加提案制度を排除することができます。もっとも、株式発行後にこの定款規定を設けるには、当該株式を有する株主全員の同意を要します(会社法164)。市場価格ある株式の取得について、株式1株の取得対価が市場価格を超えないとき、売主の追加提案制度は適用除外されます(会社法161、会社法30)。これは持合い株式の解消のために利用されます。非公開会社であって相続人その他の一般承継人が議決権を行使していない場合における相続人その他の一般承継人からの取得についても同様です(会社法162)。これは閉鎖性維持に有用です。

このほか、子会社による親会社株式の取得に係る厳格な規制(会社法135)を緩和するため、取締役会の判断で子会社からの自己株式の取得を決定することができます(会社法163—親会社株式の合理的処分)。

## 4 市場取引等

会社が市場において行う取引または金融商品取引法が定める公開買付けの方法により自己株式を取得する場合を「市場取引等」といい、会社法157条—160条の規定は適用されません。また、定款により、取締役会決議により市場取引等による自己株式を取得することができる旨を定めることができ(会社法165II)、この場合、会社法156条1項の「株主総会」は「株主総会または取締役会」となります(会社法165III)。上場会社においては、この規定を利用して、取締役会の判断で、適宜、自己株式が取得されています(余剰資金の株主への返還等)。

なお、会計監査人設置会社で、取締役の任期が1年の監査役会設置会社(および指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)は、会社法160条1項の場合を除いて、156条1項の決議を取締役会決議によるものとすることができます(会社法459I①—剰余金の配当等を決定する機関の特則)。

### ●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤浩志 <small>(金澤浩志)</small>	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉
弁護士 佐々木裕介	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ系弁護士)</small>	弁護士 マイケル・カミレリ <small>(米ニューヨーク州系弁護士)</small>	弁護士 川口 富男	弁護士 森本 滋 <small>(オブカウンセル)</small>
客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣		